

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第1号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務

所 管 所 属：大阪港湾局

通 知 日：令和6年6月27日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	電子マニフェストの使用について改善を求めたもの 本市発注の産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託における産業廃棄物の処分は、特記仕様書で電子マニフェストを使用しなければならないとしていたが、特別な場合に該当しないにもかかわらず、紙マニフェストを使用し産業廃棄物を処分していた。 【指摘事項】 1. 大阪港湾局は、新たに任命する監督職員に対し電子マニフェストの義務化に至った経緯や、設計図書の記載内容の重要性及び電子マニフェスト使用に係る事務手続について研修を実施することにより、適切に発注者責任を果たせるよう周知徹底を図ること。 2. 大阪港湾局は、産業廃棄物処理における事務手続が適正に実施されているかをチェックできる仕組みを構築すること。	【1】令和5年9月28日に関係職員に対し「本市が排出する産業廃棄物処理委託における電子マニフェストの使用について（通知）」を発出し電子マニフェストの使用の徹底について通知した。新たに監督業務を担当する職員に対し、請負工事受注者によるマニフェスト偽造事案などの説明を交えながら、電子マニフェストの導入経過や電子マニフェストの登録手続き等について研修を実施した。（令和6年4月24日）なお、今後においても新任担当者等を対象とした研修を行う。 【2】令和6年3月に産業廃棄物処理の事務手続状況を確認するためのチェックリストを作成し、監督職員、補助監督職員によるチェック体制を構築した。	措置済	令和6年4月24日
2	紙マニフェスト使用に伴う事務手続について改善を求めたもの 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出状況を確認したところ、環境局に提出されていなかった。 【指摘事項】 1. 大阪港湾局は、新たに任命する監督職員に対し廃棄物処理法に基づき必要となる提出事項等について研修により周知徹底を図ること。 2. 大阪港湾局は、環境局への提出事項等の事務が適正に実行されていることをチェックできる仕組みを構築すること。	【1】指摘1の回答している研修と合わせて、新たに監督業務を担当する職員に対し、廃棄物処理法等に定められている提出、届出事項等の内容についてより詳細にわたる研修を実施した。（令和6年4月24日）なお、今後においても新任担当者等を対象とした研修を行う。 【2】指摘1の回答でのチェックリストと合わせて、環境局への提出が必要な事務が適正に実行されているか確認するためのチェックリストを作成し、監督職員、補助監督職員によるチェック体制を構築した。	措置済	令和6年4月24日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	産業廃棄物の保管場所の掲示板の設置について改善を求めたもの 特別管理産業廃棄物保管場所において、廃棄物処理法施行規則に規定されている見やすい箇所に掲示板が設置されていなかった。 【指摘事項】 1. 大阪港湾局は、全保管場所の掲示状況等について確認を行い、不備が見られた場合は、保管場所が必要となる掲示板を速やかに設置するなど適正に対応すること。 2. 大阪港湾局は、廃棄物処理法施行規則の内容について研修により改めて周知徹底を図ること。 3. 大阪港湾局は、保管場所における掲示板の設置状況、廃棄物の保管状況の定期的な確認作業を実施する仕組みを構築すること。	【1】指摘を受けた2箇所の特別管理産業廃棄物保管場所については、令和5年8月28日に外部の見やすい箇所に掲示板を設置した。その他の産業廃棄物の保管場所についても年内に確認を行い、不備があった4箇所の改善を、令和5年12月25日までに完了した。 【2】指摘1、2の回答での研修と合わせて、産業廃棄物の処理に関わる職員に対し、廃棄物処理法施行規則に記されている掲示板設置の重要性などについて研修を実施した。（令和6年4月24日）なお、今後においても新任担当者等を対象とした研修を行う。 【3】令和6年3月に、産業廃棄物保管場所における掲示板の設置状況、廃棄物の保管状況を確認するためのチェックリストを作成した。以降、保管施設届出者を中心に年1回及びその他必要（台風通過後等）に応じて確認作業を実施する。	措置済	令和6年4月24日